

参考資料

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化して社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度新郷村一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、次のとおり社会保障施策に要する経費へ充当することになります。

《歳入》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	17,500 千円
《歳出》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	355,501 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位:千円)

事業名		平成29年度 予算額 (経費)	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	77,034	55,569		700	1,557	19,208
	高齢者福祉事業	12,485	516		602	840	10,527
	児童福祉事業	111,349	62,646		3	3,640	45,060
	小 計	200,868	118,731		1,305	6,037	74,795
社会保険	介護保険事業(繰出金)	91,520				6,825	84,695
	国民健康保険事業(繰出金)	52,723				3,938	48,785
	小 計	144,243				10,763	133,480
保健衛生	疾病予防対策事業	5,334			227	385	4,722
	高齢者医療事業	5,056	550		220	315	3,971
	小 計	10,390	550		447	700	8,693
合 計		355,501	119,281		1,752	17,500	216,968